

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月15日
【会社名】	株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス
【英訳名】	Transaction Media Networks Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大高 敦
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
【電話番号】	03-3517-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 西脇 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
【電話番号】	03-3517-3800（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 西脇 徹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき2023年6月28日に提出いたしました臨時報告書の記載事項のうち、「当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳」が2023年8月14日開催の取締役会で決議され、また「発行数」「発行価額」「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」が2023年8月15日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス 第5回新株予約権

2.発行数

3.発行価額

5.新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

15.当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス 第6回新株予約権

2.発行数

3.発行価額

5.新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

15.当該取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

3【訂正内容】

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス 第5回新株予約権

1.銘柄 株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス 第5回新株予約権

2.発行数

(訂正前)

600個とする。

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式60,000株とし、下記

4.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

なお、上記の数は割当予定数であり、申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

(訂正後)

375個とする。

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式37,500株とし、下記

4.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3.発行価額

(訂正前)

本新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

なお、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価格であり、有利発行には該当しない。

(訂正後)

(1)発行価格(新株予約権1個当たりの払込金額) 74,700円(1株当たり747円)

なお、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

また、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価格であり、有利発行には該当しない。

(2)発行価額の総額 83,250,000円

5.新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

（後略）

（訂正後）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,473円とする。

（後略）

15. 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

（訂正前）

当社取締役4名

（訂正後）

当社取締役4名 375個

株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス 第6回新株予約権

1. 銘柄 株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス 第6回新株予約権

2. 発行数

（訂正前）

70個とする。

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式7,000株とし、下記4.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

なお、上記の数は割当予定数であり、申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権の数とする。

（訂正後）

44個とする。

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式4,400株とし、下記4.により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 発行価額

（訂正前）

本新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

なお、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価格であり、有利発行には該当しない。

（訂正後）

（1）発行価格（新株予約権1個当たりの払込金額） 74,700円（1株当たり747円）

なお、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

また、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価格であり、有利発行には該当しない。

（2）発行価額の総額 9,768,000円

5. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

(後略)

(訂正後)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,473円とする。

(後略)

15. 当該取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

(訂正前)

当社執行役員 2名

(訂正後)

当社執行役員 2名 44個

以 上